

# JIS

## 電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の 機能安全－第1部：一般要求事項

JIS C 0508-1 : 2012

(IEC 61508-1 : 2010)

(JEMIMA/JSA)

平成 24 年 10 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎博之	東京大学
(委員)	岩本佐利	一般社団法人日本電機工業会
	岩本光正	東京工業大学
	上原京一	株式会社東芝
	大石奈津子	財団法人日本消費者協会
	長田明彦	一般社団法人日本配線システム工業会
	熊田亜紀子	東京大学
	佐々木喜七	一般財団法人日本電子部品信頼性センター
	島田敏男	一般社団法人電気学会
	下川英男	一般社団法人電気設備学会
	鈴木篤	一般社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	住谷淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	田中智	一般社団法人日本電機工業会
	豊馬誠	電気事業連合会
	中根育朗	一般社団法人電池工業会
	原田真昭	一般社団法人日本電線工業会
	飛田恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田育男	IEC/ACOS 専門委員 (IDEC 株式会社)
	山田秀	筑波大学

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.7.20 改正：平成 24.10.22

官 報 公 示：平成 24.10.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電気計測器工業会

(〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-15-12 計測会館 TEL 03-3662-8181)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	3
2 引用規格	5
3 用語及び定義	6
4 この規格群への適合	6
5 文書化	6
5.1 目的	6
5.2 要求事項	7
6 機能安全の管理	8
6.1 目的	8
6.2 要求事項	8
7 全安全ライフサイクル要求事項	10
7.1 一般	10
7.2 概念	19
7.3 全対象範囲の定義	20
7.4 潜在危険及びリスク解析	20
7.5 全安全要求事項	22
7.6 全安全要求事項の割当て	24
7.7 全運用及び保全計画	29
7.8 全安全妥当性確認計画	31
7.9 全設置及び引渡し計画	32
7.10 E/E/PE 系安全要求仕様	32
7.11 E/E/PE 安全関連系：実現	34
7.12 他リスク軽減措置：仕様及び実現	35
7.13 全設置及び引渡し	35
7.14 全安全妥当性確認	35
7.15 全運用，保全及び修理	36
7.16 全部分改修及び改造	40
7.17 使用終了又は廃却	41
7.18 適合確認	42
8 機能安全評価	43
8.1 目的	43
8.2 要求事項	43
附属書 A (参考) 文書の構成事例	47
参考文献	54

	ページ
解 説.....	56

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電気計測器工業会（JEMIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 0508-1: 1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS C 0508** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS C 0508-1** 第 1 部：一般要求事項

**JIS C 0508-2** 第 2 部：電気・電子・プログラマブル電子安全関連系に対する要求事項

**JIS C 0508-3** 第 3 部：ソフトウェア要求事項

**JIS C 0508-4** 第 4 部：用語の定義及び略語

**JIS C 0508-5** 第 5 部：安全度水準決定方法の事例

**JIS C 0508-6** 第 6 部：第 2 部及び第 3 部の適用指針

**JIS C 0508-7** 第 7 部：技術及び手法の概観

白 紙

# 電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の 機能安全—第1部：一般要求事項

## Functional safety of electrical/electronic/programmable electronic safety-related systems—Part 1: General requirements

### 序文

この規格は、2010年に第2版として発行された **IEC 61508-1** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

電気及び／又は電子の要素から成るシステムは、その適用分野において、安全機能を果たすために長年使用されてきた。一般に、プログラマブル電子系と呼ばれるコンピュータを用いたシステムは、あらゆる適用分野で、安全以外の機能を達成するために用いられているが、次第に安全機能の履行にも使用されるようになった。コンピュータシステムの技術が、効果的かつ安全に活用されるためには、意思決定を行うための安全の考え方に関する十分な手引書が必須である。

この規格群では、電気・電子・プログラマブル電子 (E/E/PE) の要素から成るシステムが、安全機能を履行するための全ての安全ライフサイクル業務に対する包括的な扱い方について規定している。この統一された扱いは、全ての電氣的な安全関連系にわたって、合理的かつ整合性がある技術指針を展開するためのものである。主な目的の一つは、**JIS C 0508 (IEC 61508)** 規格群を基本とした適用分野の製品規格などの制定を容易にし、促進することである。

**注記 1 JIS C 0508 (IEC 61508)** 規格群を基本とした適用分野の製品規格などの事例を、参考文献に示す [**JIS C 0511** (参考文献[1]), **JIS B 9961** (参考文献[2]) 及び **IEC 61800-5-2** (参考文献[3]) を参照]。

多くの状況下では、安全性は、幾つかのシステムによって達成され、複数の技術 (例 機械, 液圧, 空気圧, 電気, 電子, プログラマブル電子技術) に依存している。したがって、いかなる安全対策においても、個々のシステム (例 センサ, 制御機器, アクチュエータ) の要素だけでなく、全システムを構成する全ての安全関連系を考慮しなければならない。このため、この規格群は、一義的には電気・電子・プログラマブル電子安全関連系を対象とするが、更にその他の技術を基本とした安全関連系を対象とする安全の枠組みも提供する。

様々な適用分野において、電気・電子・プログラマブル電子安全関連系を使用した応用は、多岐にわたり、多様な潜在危険及びリスクが存在することによって生じる複雑さに対応するものとして認識されている。いかなる適用においても、要求される安全 (達成) 手段は、その適用に関わる多数の要因に依存する。